

受付 日		受付 番号	
---------	--	----------	--

「褒賞」推薦書

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

推薦者である私は、掲題、公益信託による褒賞を受ける候補者として、以下の者を推薦します。
褒賞の授与が決定したときは、候補者の氏名・所属・褒賞対象の業績等について公表される場合があることに同意します。

推薦を受けました私は、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。
加えて、私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

年 月 日

褒賞候補者	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (満 才)	職業勤務先	
	住所	〒 () / 携帯 NO. ()				
所属団体	名称					
	活動内容					

推薦理由 (詳細は裏面にご記入ください)

推薦者	氏名	(フリガナ)	職業勤務先	TEL ()
	住所	〒 () TEL () 携帯 NO. ()	候補者との関係	
	これまでの褒賞推薦授与の実績			

《銀行使用欄》

精査印		登録印	
-----	--	-----	--

褒賞推薦の対象となる業績の詳細

① 褒賞候補者の経歴（団体内における経歴）

② 日常の指導状況

③ 指導する団体の沿革並びに活動状況

④ 推薦の対象となる業績

褒賞決定となった場合の褒賞金振込口座

《注意①》口座情報に間違いがあると、褒賞金の振込が大幅に遅れることがあります。

《注意②》ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	(○をおつけください)		支店 出張所 営業部
	銀行 信農 信金 信組 協		
預金種別	(○をおつけください)	口座番号	
	普通 当座 その他 ()		
お受取人	●フリガナは、1つのマスに一文字ずつご記入してください。●カタカナ左詰めでご記入ください。		
	フリガナ		
	口座名義		
		<p>【ご留意事項】 褒賞金受取口座が法人名の場合、法人名その他、代表者の肩書や代表者名までの記載が必要です。その場合、洩れなく正確にご記入ください。不明な場合は、口座を開設した金融機関にご確認ください。</p>	

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為